



東北学院大学経済学部ディスカッションペーパーシリーズ
#2013-5

近世近代移行期における場所請負人の経営行動の変化
—蝦夷地松前場所請負人伊達林右衛門家の「地方資産家論」的考察—

白鳥 圭志
東北学院大学経済学部

2013 年 10 月

近世近代移行期における場所請負人の経営行動の変化
— 蝦夷地松前場所請負人伊達林右衛門家の「地方資産家論」的考察 —

白鳥圭志

問題の所在

(1) 問題の所在

本稿では、文化文政期（1804～30 年）から明治 10 年代初頭までにおける、蝦夷地松前の場所請負人で、幕末期には勘定奉行を務めるほどの最有力者であった伊達林右衛門家の経営展開を、史料の制約もあり、特に林右衛門の思考・行動様式に焦点を絞って検討する。その際、場所請負人としての同家が経営に行き詰った要因を明確化する。このほか、活動領域の変化も含む、空間的意味での地域との関わり方（本稿では蝦夷地の中でも松前地域の請負人集団に限定）とその変化の特質も明確化する。

明治維新以前における蝦夷地の経済的支配のあり方は、経済的には藩権力側の財源も含めて、一貫して蝦夷地外からの訪問者への徴税（沖の口制度）も含めて場所請負人（制度）に依存していた。同制度は、米穀生産不能な松前藩に固有でかつ重要な経済制度であった¹。つまり、上納金支払いを見返りに、場所請負人は藩権力から蝦夷地内のある一定範囲の漁場の経営権を付与される。そこで自らは直接に漁業生産には従事せずに、アイヌや内地からの流入者（浜中漁民）を雇用して漁場内で生産活動をさせる。その上で、手船を使ってそのほぼ全収穫物を江戸・畿内等の遠隔地に向けて販売する。さらに、代金中から一定額をいわば地代として浜中漁民から取り立てて利益を得る。本制度は、その重要性ゆえに、古くから近世・近代移行期における蝦夷地研究の中で最も重要視された²。しかし、以下で

※本稿の作成にあたり、経営史学会関東部会（2010 年 5 月 18 日、於 専修大学）で報告の機会を与えられ、田島佳也、谷本雅之両先生をはじめとする参加者から有益なコメントを頂戴した。記して深甚なる謝意を表す次第である。なお、本稿は、2009～2011 年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究 B）による研究成果の一部である。

¹ このような場所請負商人制度についての理解は、以下に示す先行諸研究による。

² 研究史については、田島佳也「場所請負制の研究について」、北海道・東北史研究会編『場所請負制とアイヌ』、北海道出版企画センター、1998 年、174～194 頁も参照。なお、当該分野はアイヌや浜中漁民との関係から研究が深められているが（例えば、田島「幕末期〈場所〉請負制下における漁民の存在形態」、『社会経済史学』第 46 巻 3 号、1980 年 9 月；同「幕末期浜益場所における浜中漁民の活動」、『研究論集』（神奈川大学）、1980 年 3 月；長谷川伸三「幕末期西蝦夷地における場所経営の特質」、地方史研究協議会編『蝦夷地・北海

示す多数の個別事例研究の関心が示すように、個別経営その特長の析出よりも、専ら幕末維新期における場所請負制度の解体の如何の検証のために行われる傾向が濃厚だった³。

本分野についての研究の嚆矢となったのは、白山友正氏の研究である⁴。同書では蝦夷地の複数の場所請負人についての事実関係が調査の上で整理された。しかし、史料の関係から、場所請負人の経営内部までに踏み込めなかった。その後、榎森進氏が、松前藩の徴税制度と有力商人との関係について研究を深化させた⁵。しかし、場所請負人の経営史的検討にまで踏み込まなかった。このような中で、田中修氏は⁶、栖原角兵衛家を事例に、幕末維新期における場所請負人の制度変化への対応過程を検討した。そこでは、経営悪化に伴い三井物産に重債務を負い破綻した事例が示された。これを踏まえて、当該期における場所請負人（制度）の没落が強調された。これに対して、田端宏氏は⁷、経営が悪化していない請負人の事例研究を示し、明治維新时期以降における場所請負人（制度）の発展の余地を指摘した。これら学説の対立を踏まえて、中西聡氏は、三井物産側の史料から、数量的に田端説の優位性を確認した⁸。このほか、R.C.フラッシュームとY.N.フラッシュームは、山田文右衛門の場所請負人としての活動を取りまとめた⁹。しかし、その内容は、総じて伝記的であり経営分析からは程遠い。さらに、山口和雄氏が伊達家の共同経営者である栖原家から三井物産が継承した漁場の経営について検討した¹⁰。しかし、検討対象は、あくまで三井物産の漁場経営であり、場所請負人の経営については検討がされていない。

このように、場所請負人研究は、総じて制度（変化）論的関心が強く、特に経営者の認識や行動（「企業者活動」）を中心にして地域社会との関連を問う「企業者史学」的な視点

道一歴史と生活』、雄山閣、1981年、所収など）。

³ この点は、田島佳也「漁業経営における資金需給の実態とその特質」、地方史研究協議会編前掲『蝦夷地・北海道』、89頁でも指摘されている。

⁴ 白山友正『増訂松前蝦夷地場所請負制度の研究』、巖南堂書店、1971年。

⁵ 榎森進『増補改訂北海道近世史の研究』、北海道出版企画センター、1997年。なお、関連研究として、大坂松前問屋の靱干問屋への従属を指摘した原直史「松前問屋」、吉田伸之編『商いの場と社会』、吉川弘文館、2000年がある。

⁶ 田中修「場所請負制度の解体と三井物産」、『経済論集』（北海学園大学）第8号、1959年；「明治期における北海道漁業の展開」、『社会経済史学』第29巻6号、1964年。

⁷ 田端宏「幕末期の場所請負人」、『北大史学』第12号、1968年；同「明治前期北海道漁業構造の一考察」、『史流』第13号、1972年など。このほか『松前町史』通説編第1巻下、1988年、694～729頁（田端宏氏執筆）も参照。ただし、ここでは帳簿分析が中心であり、経営を巡る場所請負人の行動の特質は把握されていない。

⁸ 中西聡『近世・近代日本の市場構造』、東京大学出版会、1998年、第7章。

⁹ R.C.フラッシューム・Y.N.フラッシューム『蝦夷地場所請負人』、北海道出版企画センター、1994年。

¹⁰ 山口和雄「三井物産の漁場経営」、『三井文庫論叢』第30号、1996年。

は希薄であった¹¹。前述のように、すべての場所請負人が没落したわけではない。だとすれば、没落した請負人の発生要因や、生き残った請負人との対応の相違といった諸点を、先行研究では等閑視された「企業者史学」的立場から検討の上で、個別的特徴を析出する必要がある。その際、本稿では、松前地域の有力者に対する資金供給を中心に、これまで未検討であった、その融資姿勢の特徴や松前地域経済を巡る秩序に与えた意義を明確化する。

その際、重要な示唆を与える幾つかの関連研究がある。田島佳也氏は¹²、本稿の検討対象である伊達林右衛門の択捉島漁場の共同経営者である栖原角兵衛家の蝦夷地進出の過程を概観した。そこでは、栖原家が共同経営者としての伊達家の選択にあたり、江戸の伊達本家の資金力に着眼したことを推測した。本推測は、田島氏自身は未検討であるが、江戸本家との資金関係の分析の必要性を示す。このほか、後述のように、史料的制約がかなり厳しいものの、伊達林右衛門家の商取引関係と時期別の変化についても検討する必要がある。特に、研究史上、海運史では、東北地方を中心とする東廻り航路については実証的研究が手薄とされている¹³。甚だ不十分ではあるが、この点を考慮して検討する。関連して、先行研究では、明治期以降、伊達家が漁業経営に消極的姿勢を見せた一方で、他方では共同経営者である栖原家は漁業経営を継続したことが明確化された¹⁴。両者の行動の違いを分けた要因も明確化する必要がある。また、ごく最近になると、中西聡氏が北前船主による廻船業務と漁業との「垂直結合的」な経営の重要性を指摘した¹⁵。本稿の対象である伊達家も同様の経営を行っていた。しかし、本稿の課題は十分に検討されなかった。

このほか、菊池勇夫氏は、本稿でも用いる伊達家『日記』を用いて、天保期（1830～43年）における択捉島の凶漁と天候不良を要因とする破船の続出という破綻要因を示した¹⁶。

¹¹ 関連して、田島「漁業経営における資金需給の実態とその特質」、88～120頁では、佐藤栄右衛門家の資金取引の特徴の析出を試みている。また、長谷川伸三「幕末西蝦夷地における場所経営の特質」では、西川家の事例を取り上げて、次第に「流通・金融過程へ経営」の「重点が移動」することが論じられた（83頁）。本稿もこれらの諸研究に裨益するところが大きい。ただし、先行研究は直後に示すような問題を抱えている。なお、「企業者史学」に関しては、Cole, A.H. *Business Enterprise in its social settings*, Harvard University Press, 1959、大河内暁男『経営構想力』、東京大学出版会、1979年を参照。

¹² 田島佳也「北の海に向った紀州商人」、網野善彦ほか編『日本海と北国文化』、小学館、1990年。

¹³ 上村雅洋『近世日本海運史の研究』、吉川弘文館、1995年、12頁。

¹⁴ 田中「場所請負制度の解体と三井物産」、72頁。

¹⁵ 中西聡『海の富豪の資本主義』、名古屋大学出版会、2009年。

¹⁶ 菊池勇夫『エトロフ島』、吉川弘文館、1999年。

この点を踏まえて、高橋周氏は、内地における海産物価格の下落を、場所請負人の経営悪化の要因として付け加えた¹⁷。特に、前者は重要な指摘であり、本稿でも択捉島以外の漁場の動きも含めて検討するという形で継承する。しかしながら、近年の北方史研究を巡る問題提起を踏まえて¹⁸、天候不順等にのみ問題を還元するのではなく、蝦夷地を巡る当時の国際情勢が与えた影響に着目したい。つまり、当該期の蝦夷地は、帰属先となる国が不明確であり、特にロシアと日本が領有権を巡り対立していた。これにイギリスとロシアとの対立も蝦夷地の帰属先決定の如何に重要な影響を与えていた。このような国際情勢の影響に着目して、幕末維新时期における経営悪化の要因を明確化する。その際、単なる御用金負担ではない、蝦夷地警護問題の台頭に伴う、幕藩権力に対する負担増の存在を明確化する¹⁹。

その上で、検討が不十分であった明治維新以後における家業の整理過程について検討する²⁰。その際、次の2点に留意したい。まず、第1点目は、伊達家は、共同経営者である栖原家とは異なり、明治期になると漁場経営から撤退した。このような漁場経営撤退方針が採られた背景を明確化する必要がある。第2点目として、本稿では近世期における経済活動を通じた資本蓄積が、どこまで直接的に「地域工業化」(産業化²¹)の原資に成り得たのかという点について、活動基盤となる地域との関係性の変化の如何も含めて検討する²²。既に40年近く前に、近世期の経済発展を単純に近代のそれに繋げることの問題が指摘されているにもかかわらず²³、この指摘を無視した見解が出ていることを踏まえた場合、今一

¹⁷ 高橋周「エトロフ島問題の歴史的起源」『日本研究』第22号、2000年10月。

¹⁸ 井上勝男『幕末維新』岩波新書、2008年。

¹⁹ 長谷川「幕末期西蝦夷地における場所経営の特質」は領主への運上金増加を経営困難化の原因のひとつに挙げている(77頁)。しかし、蝦夷地を巡る国際的緊張関係の激化への対応としての、幕命による諸藩による警護の影響による御用金増加は考慮されていない。

²⁰ 注7田端論文では、家業整理に際しての、三井物産との契約関係書類を提示の上、事実関係を示したが、それ以上の立ち入った検討はしていない。

²¹ なお、「地域工業化」論では製造業に専ら焦点が当てられており、松前地域のような漁業や商業を基盤とする地域(『松前町史』通説編第2巻、同町、1993年、第2章を参照)は射程外となる。そこで本稿では西川俊作・山本有造編『日本経済史5 産業化の時代』、岩波書店、1990年に学び「(地域の)産業化」という用語を用いる(以下、本稿では鍵括弧を省略する)。その定義は「企業設立を通じて製造業以外のものも含む(地域の)諸産業の再編成を図ること」という内容になる。

²² この点は、在来産業研究を通じて地域間関係の構造変化を指摘した、後述する谷本雅之氏らの研究に重要な示唆を受けている。

²³ このような謬論は、斎藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』、柏書房、1994年。さらに言えば、上村雅洋氏による書評(『日本史研究』第395号、1995年7月)など、斎藤著に対する少なからぬ書評が示すように、内海船など小船の台頭が幕藩権力と結合した特権商

度、具体的な事実を確認する必要性がある。さらに、近年における地域社会経済論＝「地方名望家的投資家」論や²⁴、在来産業研究が明確化した当該期における激しい地域経済の変動を踏まえた時²⁵、近世以降の産業化の動きが進展する時期において、場所請負人が事業活動上の拠点となる地域社会と如何なる関係を築こうとしたのか、その歴史的变化の帰結の如何といった諸点を、特に先行研究では取り上げられなかった衰退地域を取り上げて、その経営環境変化への対応を「地方資産家」論的観点から問う必要性がある²⁶。その際、最近の研究では、複数の事例を取り上げることで、近世後期の御用金負担や松方デフレによって資産を散財した地方資産家が、企業勃興期に「地方名望家的投資行動」を採れなかったことが仮説的に提起された²⁷。また、周知のように、「地方名望家的行動」それ自体は、必ずしも産業化期固有の現象ではない²⁸。そうであれば、明治維新以前の「地方名望家的行動」や、幕末維新时期における地域経済（特に本稿の場合は松前地域）を巡る激しい経済変動（特に、松前の場合は、地域経済の斜陽化）がもたらした産業化原資の蓄積に対する固有の影響や経営環境変化への対応の特質といった諸点が問われなければならない。

以上の研究史を踏まえて、本稿では文化文政期から伊達林右衛門家が松前を離れて札幌に移住した時期とされる²⁹、明治10年代初頭までの場所請負人の経営動向の特徴を、地域

人や特権的廻船からなる秩序（幕藩的市場経済）を崩壊させたとの議論は、相当程度の過大評価である。方法面では、石井寛治『日本蚕糸業史分析』、東京大学出版会、1972年、序章における「単純系譜」説に基づく矢木明夫氏に対する批判を参照せよ。

²⁴ さしあたり、近世期については渡辺尚志『近世の豪農と村落社会』、東京大学出版会、1993年、近代については谷本雅之「日本における“地域工業化”と投資活動」、『社会経済史学』第64巻1号、1998年5月を挙げておく。

²⁵ この点については膨大な研究がある。さしあたり、谷本雅之「地域経済の発展と衰退－19世紀、新川木綿と和泉木綿の比較を通じて」、近代日本研究会編『年報・近代日本研究14号 明治維新の革新と連続』、山川出版社、1992年のみを挙げておく。なお、石井寛治・中西聡編『産業化と商家経営』、名古屋大学出版会、2006年は、基本的に近世近代移行期を通じて発展基調にあった畿内の商家を対象としている。在来産業研究が指摘した、上述の当該期における激しい地域経済の変動を考慮したとき、畿内のような発展基調が継続した地域以上に、激しい変動に巻き込まれた地域の事例研究の方がより重要性が高いであろう。

²⁶ 関連して、北海道総務部『開拓の群像』中巻、北海道、1969年、55～60頁では、伊達林右衛門が自らの不利益を省みず、蝦夷地の開発に尽力したことがごく簡単に指摘されている。この点は、後述のとおり、概ね事実である。ただし、同書では経営内部に踏み込んだ実証研究ではない。このほか、加納信美編著『試論 伊達林右衛門』、北海道出版企画センター、2009年は、内容的に、同書では、伊達家文書中、『日記』などの主要文書を全文読み下しているのみで、経営史的分析には至っていない。

²⁷ 中西『海の富豪の資本主義』、「第Ⅲ部 地域社会と北前船主」。

²⁸ 例えば、渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』、東京大学出版会、1993年。

²⁹ 『松前町史』通説編第2巻、114頁。

間関係の変動を踏まえつつ明確化する。なお、本稿では、明治以前については、元号と西暦を併記する。明治以後は西暦のみを示す。

(2) 残存史料の状況と分析の限界

次に、本稿の検討対象である伊達家の史料残存状況である³⁰。同家の残存史料の中には、部分的に欠落している年次があるものの、本稿で主に用いる文化文政期から安政期初頭にかけての『日記』、資金収支を示す『勘定目録』（表に記載した時期）がある。このほか、経営動向を示した文書史料として、安政 5～6（1858～59）年については『手控』、安政から蔓延年間初頭については『江戸状書控』、弘化 - 文久年間については『書用綴込』が残存している。さらに、明治期に入ると三井物産からの借金とその返済に関わる『借金一覧』（1876 年）、『伊達店改革向要留』（1877 年）、共同経営者である栖原家への漁業関係資産の引継書（1879 年）といった書類が残されている（いずれも、伊達家文書として北海道立図書館所蔵）。このほか、北海道の公文書の中に、伊達家関係の調査文書が存在する。

これらの史料が分析対象となるが、問題なのは商取引や金銭取引の細目が判明する帳簿類が殆ど存在しないことである。この点は商家の分析としては、特に計数分析面でかなり厳しい史料条件になる。したがって、伊達家の個別取引ごとの収支を含む取引内容の全容解明は、残念ながら不可能である。しかしながら、何とか取引の大まかな傾向を把握し、この問題を補うため、本稿では『日記』『手控』といった文書史料に記載された取引内容を整理した。『日記』等に現れてくる取引は、一方では、相当大口で重要なもののみであることが容易に予想される。他方では、時期にもよるが、下荷（買取取引）の内容が殆ど判明しないという重大な限界を持つ。このほか、史料から判明する限り、天保 9（1838）年、安政 7（1860）年に当主が代替わりする。これに伴って『日記』等の史料の執筆者が変化する。これに伴い記載内容に関する嗜好性が変化した可能性も十分にある。

したがって、このような意味で少なからぬバイアスがかかっている可能性が高い。しかし、部分的であるにしても、取引の概要や傾向は把握できよう。さらに、史料上の制約から、研究史上、指摘されている共同経営者である栖原家との関係性、伊達本家の経営実態、浜中漁民との関係や支配関係も含む彼らの実態についての分析に踏み込めなかった。この

³⁰ 以下、史料の残存状況については、北海道立図書館『蔵書目録第 11 分冊 北方資料篇 1』同図書館、1977 年 12 月末、59～68 頁による。なお、道立文書館所蔵史料については、同文書館の検索用 PC を用いて確認をとった。

ような限界があることを、まずはお断りさせていただく。同時に、このような史料上の制約が、本稿における分析対象を場所請負人の経営行動の変化という、主体の思考と行動に焦点を当てることにした理由でもある。

1. 文化文政期における伊達林右衛門家の事業展開

(1) 商取引

まず、取引先については、判明する全取引 93 件中、51 件の取引先名が判明する³¹。しかし、本店を例外として、ある特定のものと取引を繰り返すことは殆ど皆無である。取引商品は、不明は 6 件であり、海産物を中心として、6 件の蝦夷地産の狸やきつねの毛皮、着物がある程度である。ただし、宗谷での取引に関しては、場所での漁業に携わる漁民向けと思われる桑酒、菓子といった食料品取引が行われた。また、海産物は、この時期以外もそうであるが、よく指摘される鯡など肥料関係は比較的少なく、鮭関係や昆布など食用のことが多い。次に取引種別である。取引の殆どすべてが販売であり、買取は殆どない。最後に商圈を確認する。史料の制約上、多くの取引についてはどこで取引が実施されたのかは判然としない。判明する 29 件を取り上げると、本店所在地である江戸が最多の 16 件、蝦夷地内の宗谷（1 件）、箱館（1 件）のほか、弘前（1 件）、青森（3 件）、鰺ヶ沢（1 件）、今別（1 件）、津軽（1 件）、三厩（1 件）、今別（1 件）といった津軽藩領内と秋田藩領の平潟（4 件）といった所になる。

つまり、松前を中心に蝦夷地内部での交易と、北東北をエリアとする比較的狭い地域内部での取引関係に、東廻り航路經由³²での本店が所在する江戸との取引が加わる所に伊達林右衛門家の商圈の特徴があった。こうした商取引の流れは、総じて蝦夷地各場所⇄松前⇄江戸という海産物流通と、松前・北東北地域内部での局地的な商取引という二層から成立していた。その際、蝦夷地各場所⇄松前の流れは、向かって右方向のものの方が大きい。商品取引に着目する場合、伊達林右衛門家の再生産構造は、このような形で総括できる。

次に、破船に見られる、商取引を巡る海難リスクについてである。破船は後述する貸出債権の確保に対する重要なリスクとなっていた。本リスクは後述する天保期前後とは異なり、『日記』を見る限り、文化 15（1818）年までの期間には、文化 10（1813）年 10 月 3・

³¹ 『日記』より作成。なお、取引地は複数の場所が記載されていることがある。この場合は、各地域をそれぞれ 1 件として数えた。

³² 東廻り航路の利用は『日記』文政 9（1826）年の中の 10 月 21 日付記述「十月廿一日宜住丸秋味仕江戸廻出航」からも確認される。なお、以下での□は解読不能文字。

4日、文化13（1816）年8月5日の記述しか見出せない。ただし、文政期に入ると破船についての記述が出始める³³。さらに、破船による損失は、気象悪化が激しくなった天保期になると、より一層の増加を見せたのである（後述）。

（2）「資金出入」に関する分析

次に資金収支を検討する（表1）。まず、出入金の収支を確認する。原史料どおりに記載した収支は、文化13（1816）年まではほぼ5～7千両の赤字を記録し、以後、黒字に転換している。ただし、本表は単純に現在の貸借対照表の数値分類に基づいて作成された訳ではない。事実上、本表の数値はストックデータである。この点に留意して、一部数値を組み替えた（表中のD、E、F）。系列Dは、事実上、資金流入にあたる正金残高を入金に移して、再計算したものである。系列EとFは、正金残高を入金に含めたか否かの相違はあるが、入金から「所所からの借入金」を差し引いて、出金との差を再計算したものである。これらによれば、いずれの系列も「所所からの借入金」が入金に含まれていれば、文化13（1816）年あたりまで赤字が続き、その後、黒字に転換する。しかし、上記借入金が含まれていない場合、文政2～9（1819～26）年あたりまで黒字になる以外、すべての決算期について赤字となる。しかも、算出根拠が不明であるが、利益金も、赤字への転落時期とほぼ同時期に計上されなくなった。ここから既に文政末期の時点で、外部負債への強い依存がなければ、経営が成立していなかったことが判明する。

入金の内容を検討する。享和元（1801）年には本店からの借入金が47%と、伊達林右衛門家の活動にとって決定的な重要性を持っていた。しかし、要因は不明であるが、文政9（1826）年以降、その値は低下し、文化9（1812）・10（1813）の両年に至っては0%記録するに至る。それ以後、文政期に向かって数値は上昇し、文政12（1819）年には72%とピークを迎えた。このような波はあるものの、一時的にその依存度は低下したものの、文政期には高い本店への借入金依存度を示した。「所所からの借入金」にも波があるものの、1820年代前半以降、比重が上昇し、入金の過半以上を占めた。上記の経営悪化を踏まえた場合、「所所からの借入金」に依存した自転車操業的経営を継続していたと言えよう。

続いて、出金側を検討する。まず、貸金・店の差引尻ノ高の比重の高さが確認される。『日記』史料には経営に息詰まった漁民への貸出に関する記載がある。もっとも文化文政期に

³³ 「乍恐以書付奉願候事」、文政3（1820）年4月、兩人（栖原、伊達か）発御役所宛、『日記』同年に合綴。

においては、享和元（1801）年の 50%ほどから、次第に上昇して文化 14（1817）年には 90% 台に達した。先行研究で取り上げられた諸事例と同様に、伊達家でも浜中漁民への貸付が重要な蓄積基盤となっていた。文書史料中に現れてくる貸出先も経営的に思わしくないことが窺える記述がある。例えば、文化 10（1813）年 12 月 25 日の文書には³⁴、加賀谷左右衛門ほか 2 名が、運上金の支払が不能となったと見られる紀伊国屋幸四郎に代わって運上金を支払うべく、伊達林右衛門ほか 2 名に 250 両の貸付を依頼した旨の記述がある。これらに加えて、「借用申金子之事」（阿部屋清六・伊兵衛発鎌金屋庄兵衛宛、文化 15（1818）年日付不詳、『日記』）には、自らの資金繰りの困難にもかかわらず、伊達林右衛門が阿部屋らの保証人になり、資金繰りに困った阿部屋の資金調達を図った経緯が示されている。ここでの貸付金や債務保証は、言うまでも無く、債務履行が不能となった者への貸出という意味で、リスクが高く後ろ向きの貸付であった。また、債務不履行となった者への融資であるから、少なくとも、ある程度の貸倒は覚悟していたとも推察される。

このほか、伊達家からの資金供給の中は、松前地域金融の円滑化を目的とする融資もあった。例えば、「（前略）為冥加口者市中融通ノ為メ千五百両永久無利足ニ而式号企候差加金ニ仕置申度当時両勝ニ而三千両ノ金高二相成候（後略）」（「乍恐以書付奉願上候」、文化 11（1814）年 4 月 3 日付、栖原屋半助、伊達林右衛門発御役所宛）には、栖原屋と伊達が松前や箱館周辺地域の金融、特に冥加金支払い目的に資金確保の円滑化のために、無利息で 1500 両余りの資金を融通したとの記載がある。このような融資は、一方においては地域金融の円滑化確保を通じた、場所請負人たちの営業継続確保という意味での地域経済社会の安定化確保という「地方名望家」的動機が見られる。しかし、他方では、資金融通を通じて各請負人の冥加金支払いを可能にすることで、「御役所」を通じた幕府による蝦夷地支配を安定化する側面もあった。このような意味で、伊達家は、場所請負人たちの公共性をはじめとする、「御役所」中心の秩序の再生産を維持する役割を果たしていた³⁵。しかし、いずれにせよ、冥加金の支払いに苦しむほどの経営状況のものに、無利息で融資するのであるから、貸出リスクは前掲の加賀谷関係の貸付と同様にかなり高かった。以上、貸付実

³⁴ 文化 10（1813）年 12 月 25 日付、加賀屋左右衛門、坪田平次代請人利平次発伊達林右衛門、鍾金屋庄兵衛宛）。

³⁵ 関連して、斎藤義之「雄勝海商阿部家と奥筋廻船」『白い国の詩』573 号、東北電力、2004 年では、近世後期の阿部家が貸倒を少なからず抱えていたことのみを以て、地域金融の円滑化のためにあえて犠牲を払ったという。しかし、そこでは融資の動機や目的、融資条件といった諸点は全く実証されていない。

施の動機の如何を問わず、貸金経営は順調ではなく、固定化の進展が強く推測される。同時に、これらの史料は、伊達家の「地方名望家的行動」の存在を示す。

ただし、伊達家の資金繰りを巡る状況は悪材料ばかりではなかった。文政 4 (1821) 年には蝦夷地の松前藩復領が図られたが（蝦夷地の第一次幕府直轄期は寛政 11 (1799) 年から文政 4 (1821) 年まで）、これに伴い幕府直轄期に伊達家が支払えなかった冥加金（債務）残高の支払いが免除された³⁶。同年中に伊達林右衛門は、松前藩から計 4 回、4508 両もの債権放棄を受けた。松前藩のいわば復領のご祝儀とも言える本措置の伊達家にとっての重要性は、この金額が文政 2 (1819) 年の「所所よりの預り金・店差引尻」残高に匹敵することからも窺えよう（前掲表 1）。

次に仕入品代金附寄高（在庫）の動向である。享和元 (1801) 年段階では出金合計の 30% を占めていた。その後、次第に低下して文政 2 (1819) 年には 7% になった。ここから上昇に転じて、文政末にはほぼ 10% 台前半で推移した。文化文政期は、基本的に意図せざる在庫投資の積み増しは発生せず、前述の利益金発生をも合わせ見た時、商業的には順調だったと判断してよからう。このように、文化文政期においては、在庫の動向に見られるように、比較的順調に推移していた。しかし、資金取引面では、その「地方名望家的」な姿勢もあって内容は良くなかったと判断される。

さらに文政元 (1818) 年前後から、増毛・岩内両漁場をはじめとする³⁷不漁の連続と塩鮭価格の下落を背景に、伊達家も役所に対して運上金の年賦支払いを依頼した³⁸。「江戸時代には、何度か小氷期とよばれる寒冷な時期」があったとされる³⁹。その中でも文政 3 (1820) ～嘉永 3 (1850) 年までが、「非常に寒冷」な時期のひとつであったという。この時期は、大飢饉を齎した気候不順が続いた天保期の前後に当たる。特に、蝦夷地は寒冷地帯に当たる。それゆえ、文政元 (1818) 年の不漁の連続は「小氷期」の前兆、あるいは蝦夷地が寒冷地であるが故に寒冷な現象が早期に発生したと推定される。前掲表 1 によれば、丁度、

³⁶ 以下での松前藩による伊達家への債権放棄回数・金額を含めて『日記』文政 5 年。

³⁷ タイトルなし、文政 3 (1820) 年 11 月、伊達林右衛門発御役所宛。なお、菊池『エトロフ島』では、著作の性格上、エトロフ島における不漁の動向のみを論じている。しかし、蝦夷地全体の場所の状況を見た上で、いつ頃から気候変化に基づく不漁や破船が場所請負人経営に影響を与えたのかを明確にする必要がある。

³⁸ 「乍恐以書付奉願上候」、文政元 (1818) 年 10 月 4 日、伊達林右衛門発御役所宛、『日記』同年に合綴。；「乍恐書付を以奉願上候」、文政 3 (1820) 年 7 月、『日記』同年に合綴。；口達覚、伊達林右衛門、栖原角兵衛、文政 5 (1822) 年 1 月 13 日、『日記』文政 5 年に合綴。「御請証文之事」、伊達林右衛門手代若五郎ほか 3 名発松前御役所宛。

³⁹ 渡辺尚志『百姓たちの江戸時代』、ちくまブリマー新書、2009 年、155 頁。

20 年代前半あたりから、同家の経営も、再度、「所所からの借入金」なしでは維持不能な状況に陥った。その背景には、先行研究が指摘した不漁や魚価の下落に加えて、資金繰りに窮した他の場所請負人たちへの無利子の融資や、運上金を支払えない場所請負人たちの融資時の保証人になることを通じて、貸出資産の内容悪化を招いたことがあった。

以上の資金の流れは、江戸⇄松前⇒蝦夷地内部（各地の場所請負人、幕府、松前藩などへの冥加金支払い）というように総括できよう。その際、「地方名望家」的な姿勢の強さのほか、松前藩からの冥加金免除が伊達家の経営に好影響をもたらしたことは注目に値する。なお、このような資金流通のあり方は、概ね上述した商品の流通構造に照応していた。

2. 天保期における伊達林右衛門家の事業展開

(1) 商取引

天保期における商取引の状況である⁴⁰。史料の制約上、取引先が完全に不明であるという欠陥がある。やむを得ず、本表を用いて分析を行う。まず、重要なのは、文化文政期とは異なり、全 59 件中、24 件が買取取引であったことである。これらは米穀類を中心とする食料品の取引であった。

次に取引地である。海産物の取引 21 件中、江戸周辺（浦賀、品川を含む）が 13 件と同地方に偏っているのに対して、主な米穀類の買取取引は、全 14 件中、江戸（4 件）、越後（4 件）、下関（3 件）で行われた。越後では同地産米が、下関では肥前米に見られる九州地方の産米が取引されていた。江戸周辺や伊達家が取引地のひとつにしていた北東北地方では飢饉の被害が大きかった。例えば、天保 5（1834）年の『日記』中の「奥州二州聞書」によれば、松前藩領の主な飯米供給先である津軽地方では、「山草木の皮」を食べる状況であり、「国に止まる者餓死離散のもの死をの可れらる故なかるべし」という状況であった。そのほか、同史料に記載された 17 地域中、米価高騰が見られる地域や、食料不足で困窮、餓死者が出たとされる地域は津軽を含めて 7 地域にも及んだ。このような状況が、米穀類を中心とする食料品取引により行動範囲が広域化した理由であった。もともと、伊達林右衛門が活動拠点とする松前では「売買之米無之故諸家より町人まで頼々いへ共不残粥ニテ困窮無之」という状況であったという。伊達らの飯米確保行動により、食料不足は深刻だったものの、かろうじて餓死者が出る状況は回避されたと見てよからう。

なお、海産物の物流経路は、文化文政期同様、手舟を用いて東回り航路経由で江戸入り

⁴⁰ 以下、『日記』による。

していた。ただし、「同（天保 5 年 5 月）廿七日北蝦夷地登宜壽丸天祥丸着東方七千石西千三百石秋味不漁四百連ならて無之候」⁴¹とある。これに加えて、「住宝丸エトロフ行着箱館ニテ小口事出来エトロフへ塩七百俵同船ニ積入箱館より差送候分不漁ニテ荷物無之候」との記載もある。研究史上、指摘されているエトロフ島の不漁には止まらず、東西を含め蝦夷地ではほぼ全域で不漁であった。同様な状況は「マシケ不漁」を伝える天保 7（1836）年 9 月 20 日付けの『日記』、「西秋味大不漁」を伝える天保 8（1837）年 6 月 23 日の『日記』、さらには天保 10（1839）年 10 月 8 日の「マシケ秋味不漁」を伝える記述にも見られる。

さらに、「住吉丸イシカリ秋味売却引返し同所へ秋味二度積取之支度ニテ酒五十樽其外品々下荷積入翌五日朝未明ニ破船地船者式艘限り旅船大小十五艘破船ニ相成り中ニモ越後差司半兵衛船三百石積米五百俵酒其外なしか拝なや積送り同船之泊事ニテ破船」⁴²など、天保期を通じて破船も続出した⁴³。これらは、天保期における気候変動による海上の気象状況の悪化が原因と推察される。このような破船の続出も、後述する資金収支などの状況から見て、伊達家の経営にはかなりの悪影響を与えたと判断してよからう。

この時期になると、商品流通のあり方は、文化文政期の構造を残しつつも、同時期のそれとは変化する。つまり、文化文政期の流通構造の在り方に加えて、主に飯米購入を通じて、下関など西日本⇒松前⇒蝦夷地と言った循環経路が加わる。しかし、天候不良に伴う不漁や破船の続出は、伊達家の経営に悪影響を与えた。この点に天保期における伊達林右衛門家の商取引の構造の特徴を見いだせる。

（2）「資金出入」に関する分析

天保期に入っても「所所よりの借入金」に経営が支えられる状況は改善されなかった（以下、表 1）。しかも、E、F のどちらの系列を見ても、状況は悪化の方向に向かっていた。次に、出入金別に内容を確認する。まず、本店ないし本家からの借入金は、天保期に入ると天保 6（1835）年まで 20% 台で推移する。その後、弘化元（1844）年まで 1 桁% 台にま

⁴¹ 『日記』天保 5（1834）年、5 月 27 日。

⁴² 同上、9 月 4 日。

⁴³ このほか、天保 5 年 9 月 23 日付けの首財丸の破船についての記述、天保 8（1837）年 12 月 25 日付けの「当酉年秋味手舟三艘とも江戸行破船ニ相成」との記述、天保 9（1839）年 3 月日付不明の「私儀昨年之不仕合ニテ大船三艘破船仕当節ニテ者自分之金配ニモ差支候」との記述、天保 10（1839）年 9 月 9 日の「北蝦登り迅速丸八月十五日朝七ツ時頃江差在アツサブ沖ニテ破船」天保 11（1840）年 10 月 25 日の「清宝丸」…中略…「同廿六日夜明時大東風ニテ破船中荷其外不残流失」という記述もある（いずれも各年の『日記』）。

で減少する。次に「所所よりの預り金」をみる。この勘定は文政 11 (1828) 年の 11,371 両から 1844 年の 32,705 両まで一貫して増加した。しかも、入金額の大宗を占めた。特に、本店・本家からの借入金比率が急減した天保 9 (1838) 年以降には、ほぼ 30 千両前後の水準にまで増加した。つまり、本店・本家への資金依存から、他人資金への依存への転換が決定的になった。このことは、半田久蔵に提出された 2 枚の借用証書の写し (天保 6 (1835) 年 12 月日付不詳、天保 7 (1836) 年 4 月日付不詳。) に示される⁴⁴。前者は「御作事小買物方御用達株式引請」のための資金借入に関するものである。後者は、松前藩御作事方の仕入れ業務に必要な資金調達のための借入願いである。後者に関しては、同年 6 月にも半田から 500 両の資金借入れを行った際の借用書の写しが残っている。ここから、藩権力に食い込み、特権を得た上で商業活動の展開にあたり、他人からの資金借入が不可欠だったことが読み取れる。

借入金増加の理由は、これだけではない。仕込資金の調達難に陥った場所請負人、関東屋喜四郎らの資金繰りをつけるために、伊達林右衛門が保証人になったことを示す文書が存在する⁴⁵。同年だけで、伊達は関東屋らの木村屋向け借入計 4 回、1,120 両分の保証人になっていた。このほか、同じく長尾所左衛門からの借入 1 回、50 両の保証人にもなっていた。本史料に見られるように、一度、返済について「違約」していた。このような債務者の保証人になるのは、「違約」しない債務者の保証人になる以上にリスクが高い。実際、この貸出取引は債務者が返済不能となったため、史料で確認できる限り、伊達林右衛門が 500 両分を代理返済している⁴⁶。このような貸倒を覚悟せざるを得ないような、高リスクな債務者の保証人になったことは、一方においては場所請負人たちの再生産を可能にし、かつ地域経済の円滑化に寄与するところがある。それゆえ、前述した文化文政期同様、地域経済社会の秩序維持に資する「地方名望家」的な行為と評価可能である。しかし、他方では、源蔵方同店三右衛門が林右衛門を相手取り起こした訴訟関係文書に、林右衛門が「蝦夷地クナシリ場所塩引鮭仕入方義二付金子入用之為貸呉様達而相願候」とあるように⁴⁷、伊達家の経営に悪影響を与えたことには注意しなければならない。

続いて、出金を見る。貸金・店の差引き尻ゞ高を見ると天保期を通じてほぼ 70～80% 台

⁴⁴ いずれも、天保 7 (1836) 年の『日記』に記載。

⁴⁵ 『日記』天保 7 年 5 月日付不明。

⁴⁶ 「乍恐書付御届奉申上候」、天保九戌 (1838) 年三月、伊達林右衛門発御役所宛、『日記』に合綴。

⁴⁷ 「乍恐以書付御訴訟奉申上候」、『日記』天保 9 年 11 月日付不詳。

で推移する。特に、天保 13 (1842) 年から弘化元 (1844) 年までは 80% 台にまで上昇する。これは貸付金の回収不良や商取引を巡る資金決済が滞った結果であろう。さらに、いわゆる在庫にあたる仕入れ品代金附寄高を見ると構成比はほぼ 10% 台で低下する方向で推移するものの、天保期後半にかけて増加し、1,700 両から 1,800 両台、多い時になると天保 14 (1843) 年の 2,652 両にも達した。商品在庫も増加傾向にあった。正金残高も天保 6 (1835) ~ 天保 11 (1840) 年にかけて 4000 両台後半から 5000 両台後半を記録した。しかし、その後は、再び、2000 両前後から 2,500 両にまで減少した。正金の蓄積面でも天保期後半になると、捗々しくない結果しか残せなかった。このような事実は、商取引についての分析に見られるように、天保期の気候不順を背景とする漁業不振による収益の低下を、松前藩の飯米確保のための米の取引から生じる利益が相殺できなかったことを意味する。この意味で、既に文政期からその傾向が見られたが、天保期に入ると凶漁の影響は、より一層、伊達家の経営を不安定化した。

さらに、資金流通の構造も、上述した商品流通の構造の変化に照応する形で、文化文政期のところで指摘したものほかに、松前⇒下関を中心とする西日本各地というものが付け加わる。なお、残存史料によれば江戸本店への上納金支払いの記録が消失する。それゆえ、江戸⇄松前のうち松前から江戸への資金の流れはほぼ消滅して、江戸⇒松前という一方的な資金流通が形成されたと判断される。このことは、上述した江戸本店への借入金依存の深化という議論とも照応する。

3. 弘化・安政期における経営動向

(1) 商品取引

ここでは、『日記』から商品取引を抽出して、弘化元 (1844) 年から安政 2 (1855) 年までの時期について検討する。当該期の『日記』は、残存数自体が少ない上に、商品取引に関する記載があまり無い。このような史料的限界がある。全 28 件中、不明 25 件を除けば、取引地はすべて江戸である。取引品は、米穀類 18 件のほか、秋味、鮭などの食用の海産物が 4 件、鯡、鯡上粕といった肥料類 3 件を含む海産物ばかりである。取引には、手船のほか、雇船も用いていた (1855 年 5 月 18 日、妙運丸との取引)。また、船頭への内売り (1 件、54 年 11 月 2 日、栄丸との取引) も見られた。なお、この時期になると、天保期に頻繁に見られた、下関など西日本での米穀類の買付がなくなった。飢饉を乗り越えて、松前など蝦夷地での食料事情が安定化したのであろう。このほか、当該期の『日記』史料中、不

漁の記載が見られるのは、嘉永 4 (1851) 年 12 月 12 日付けの「秋味不漁」を伝える文言のみである。以上、天保期の激しい気候変動が収束し、安定した漁獲量が確保可能になったと判断できる。

この結果、商品取引の流れは、取引対象も含めて、基本的に蝦夷地⇒(松前、東廻り航路経由⁴⁸⁾⇒江戸という、天保期以前のものに回帰した。ただし、表示したように、この現象は一時的なものであったと推測される。第 2 次幕府蝦夷地直轄期(1855～67)以降、確認可能な取引は、殆どすべて米穀が対象になった。取引地は不明であるが、産地名から見て越後から津軽地方にかけての日本海沿岸のいずれかの地域で調達されたと判断される。このような米穀購買活動が見られた理由である。58 年 3 月 2 日の取引には幕府が設置した「役所より願出」があり購入したとの記述がある。この時期、幕府は蝦夷地が他国(具体的にはロシア)により植民地化された場合、津軽地方をはじめとする東北地方までもが動揺する可能性があり、しかも、一度、同地を喪失した場合、内地の全兵力を用いても領土回復が不可能であると考え、大兵力を蝦夷地警護に動員した⁴⁹。幕府からの要請を受けて兵糧米輸送にあたる必要性が、米穀取引が行われた要因だったと考えられる。

なお、この時期におけるすべての取引が、米穀関係に変わったとは考えにくい。それゆえ、取引内容が記載された『江戸状書控』から、安政初頭から蔓延初頭までの期間における取引状況を抽出した。全取引数 51 件中、44 件が食用の海産物であった。ここから、本期間も相変わらず海産物の取引が中心であることが強く推定される。取引地も江戸・品川(13 件)のほか、松前と推定されるものも 12 件と少なからずある(不明は 20 件)。この点は看過すべきではなかろう。

(2)「資金出入表」の分析

次に、前掲表 1 を用いて、「資金出入」について検討する。まず、入金である。入金側の変化の最大の特徴は、弘化 3 (1846) 年以降、本家・本店からの借入金が無くなったことである。その結果、入金の中心は、「所所よりの預かり金・店差引尻」が中心となる。つまり、他人資本への依存が決定的となる。次に、出金である。最大の変化は、本店への上納金の計上である。入金側の変化ともあわせ見た時、江戸本店→松前伊達家→蝦夷地での

⁴⁸ ただし、嘉永 7 (1854) 年 12 月 14 日付けの『日記』には「当寅年手船江戸廻無之」とある。このような年もあったことには留保が必要である。

⁴⁹ 岩崎奈緒子「蝦夷地・琉球の『近代』」、『日本史講座第 7 巻 近世の解体』、東京大学出版会、2005 年、279～280 頁。

事業という、伊達林右衛門の事業活動を支える資金供給の消滅を意味する。

このような変化が生じた理由は、史料的には、全く判明しない。もっとも、蝦夷地の第 2 次幕府直轄期（1856～67 年）になると、江戸の伊達本家は幕府金方用達に登用された⁵⁰。その上で、幕府の命令により、蝦夷地防備に必要とされる多額の資金を負担していたという。その前の時期から嘉永期におけるプチャーチンの長崎来航後、樺太も含む対ロシア防備の必要性が認識されていた⁵¹。上記のような伊達浅之助の役職就任の背景には、このような事態があった。さらに、この時期になると幕藩権力と結合した特権商人中心の流通機構が解体に向かい始めたことが明確化するにつれて、特権商人の斜陽化も進展していた⁵²。時期は下り 69 年の史料であるが、伊達浅之助が維新政府による蝦夷地開拓の総頭取筆頭にあたる三井八郎右衛門に提出した書類では、「箱館開拓御用掛頭取」職を辞退する理由として、病気の悪化とともに「近来甚不手繰ニ相成家業相休閉店仕居」という点が挙げられていた。本文書から、第 2 次幕府直轄期以降、伊達の江戸本店も経営を悪化させたことが強く推定される。こういった江戸本店側の諸事情もあり、伊達本店は資金繰りを悪化させていたと推測される⁵³。さらに松前店から本店への資金上納には、松前店が蝦夷地を事業基盤とする以上、本店から幕府への資金上納に協力する必要性があったことも推測される。いずれにせよ、この結果、松前伊達家は江戸本店に対して重い負担を負うことになった。

続いて、貸金・店の差引尻メ高の比重の高さである。表示した構成比を見ると、天保期には、一時、80%に達していたものが、60%台後半から同前半に向かって低下した。しかし、出金合計から天保期には見られなかった本店への上納金を差し引いたものを分母とすると⁵⁴、弘化に改元された 1844 年から安政 3（1856）年までの平均値は 66.3%、分散は 0.3%であった。平均の差の t 検定を可能にするために、天保 4（1831）年から天保 13（1843）年の間の平均値は 71.4%、分散は 0.5%であった。この二つの時期について、等分散と等平均を帰無仮説とした 2 標本による差の検定を実施した。前者の t 値は 1.69、後者のそれは 1.78 であり、いずれも 1%水準で統計的に帰無仮説は棄却不能であった。前述のように、天保期においても貸出債権の内容は良くなかった。このような平均値に代表される基本統

⁵⁰ 田島「北の海に向った紀州商人」、400～402 頁。

⁵¹ 岩崎「蝦夷地・琉球の『近代』」、279 頁。

⁵² 桜井英治・中西聡編『流通経済史』、山川出版、2002 年、268～271 頁。

⁵³ 伊達浅之助「以書附嘆願仕候」、総頭取三井八郎右衛門宛、1968 年 9 月、三井文庫所蔵。

⁵⁴ 残高数値ではなく、総出金高に対する構成比を用いて検定を行った理由は、この時期に発生したインフレの推計への影響を除去するためである。

計量や統計的推測から判断して、弘化・安政初頭期における貸出資産の内容は、統計的に見て天保期の状況に連続的・同質的なものとして捉えることが可能であり、大きな改善はなかったと判断される。なお、このような判断は、後述する経営悪化の帰結を検討する際に引用する史料からも裏付けられる。

もともと、この時期は、天保期とは異なり、大飢饉の発生に典型的に見られるような、大幅な気候変動があったわけではない。しかし、漁業が豊漁になれば、安政3(1856)年6月29日付け書簡中の「マシケ鯡漁近年之出増ニ存候得共直段下落」、あるいは秋味について同年11月25日の「其上明春ニ相成直段(ママ)ハ下落手違何とも松前迄不参ニハ難叶三拾年ニ一度位ケ様之事有之候」との記述に見られるように⁵⁵、豊漁になれば価格が下落した。このほか、11月25日付け史料によれば、同じマシケ漁場でも魚の種類が違えば、秋味の漁獲高が200石減少した。これらに加えて、同じ蝦夷地といっても、択捉島のように、安政4(1857)年まで鱒漁が5年間も「不漁続」の漁場もあった⁵⁶。このように、歴史的位相は異なるものの、弘化・安政期に至っても、一部漁場の漁獲高、および海産物価格は安定的ではなかった⁵⁷。そのため、資産内容の大幅な改善は見られなかった。

この結果、債務超過幅、出入金収支ともに、この時期になると大幅に悪化した。特に、このような状況下で本店への多額の上納金がさらに経営を圧迫した。さらに、幕府の命令を受けて、増毛地方の防備に当たった秋田藩への「冥加献金等秋田ニ限り際立差出候」⁵⁸とある。同藩は、幕末の京都警護の期間延長、農作物の「違作」などで大きな負担を負っており、これらのことを背景に蝦夷地警護には不熱心であったとされる⁵⁹。しかも、このような苦しい同藩の状況が、伊達林右衛門に過重な冥加金負担を要求した要因と推測される。別史料によれば、江戸本店から資金調達が判明した場合、秋田藩が、より一層、過大

⁵⁵ 以下、『江戸状書控』に合綴の文書による。

⁵⁶ 8月9日付け書状、市作(松前店支配役)・林右衛門発三人(江戸の本店関係者か?)宛、『江戸状書控』に合綴。なお、安政6(1859)年11月15日付け書簡(兩人発、三人宛)にも、「西地不漁と申ニ付存外買近不留之相場ニ候得共其段マシケ様子不訳候」とある。

⁵⁷ 高橋「エトロフ島問題」は価格下落を一面的に強調しているが、魚価は一方的に下がり続けたわけではない。このことを示す記述は少なからず存在するが、ここでは一例として、1860年11月9日付け書簡(伊達林右衛門発「四人」宛)の「昨今兩年春秋共不漁其上存外入費今差掛り値段も宜敷候間拾三本式分ニテ船切商仕候」との『江戸状書控』の記述のみを挙げておく。その点を踏まえた時、価格の不安定性を指摘すべきであろう。

⁵⁸ 安政7(1860)年11月9日付け書簡(上掲)、『江戸状書控』に合綴。

⁵⁹ 以下、特に断らない限り、蝦夷地警護と秋田藩との関係については、田端宏「幕領蝦夷地の終焉」、永井秀夫編『近代日本と北海道』、河出書房新社、1998年、52～53頁。

な冥加金上納を要求してくることが懸念された⁶⁰。伊達家側にそのような懸念を抱かせるほど、秋田藩の要求は熾烈だった。さらに、文久元（1861）年の書簡には、安政 6（1859）年から「壹万両献金仕」、年賦で上納を行っていたようである。このような状況の中で三千両の追加の冥加金支払いを求められたが、書簡には「金三千両ハ無理成候」とある。同史料のその後の記述の中には「御本店江伺之上御差図待受候迄ニモ及不申マシケー所手放相成相当而者店存続出来兼候間趣意無之候亥宜敷只献上仕度存念ニ者無之」とある。増毛漁場の請負継続断念も考えざるを得ない状況にまで追い込まれていた。別の史料に蝦夷地内の他地域を警護する「其外仙台南部庄内者障り無之安心仕候得共只秋田ニ限り六ヶ敷併御案事無之様取計可申事ニ奉存候」とあるように、蝦夷地内の各漁場中、秋田藩が管理したマシケ漁場のみが、このような過大な運上金を課したという⁶¹。秋田藩による冥加金負担要求の厳しさが理解できよう。また、このような漁場を請け負ったが故に、伊達家がかなりの経済的打撃を受けたことも確認しておかねばならない。

以上、凶漁などの経営状況の悪化に加えて、幕命を受けて請負場所の防備を担った秋田藩への過大な「冥加献金」負担も加わった。同藩の蝦夷地警護解除は慶応 3（1867）年 2 月とされるから、この冥加金負担は維新直前まで継続していた⁶²。その結果、万延元（1860）年 3 月 26 日付け書簡における「近年御本店ノ入金モ無之秋味不漁其他無抛散在入費ニ被迫立」⁶³との記述にもあるように、このような経営の低迷傾向改善の兆しは見られなかった。

4. 1860～70 年代における経営悪化の帰結と家業の再建

（1）経営悪化の帰結①：浜中漁民への仕込金の供給不能と浜中漁民による海産物の直販

1860 年代初頭までの経営悪化の実態を明らかにした。それを踏まえて、ここではそのことが 1860 年代以降の伊達林右衛門の経営に与えた影響について考察する。

まず、第一に指摘すべき経営悪化の歴史的帰結は、浜中漁民への仕込み金が供給不能になったことに伴う、伊達林右衛門からの離反への動きの顕在化ということである。以下に、

⁶⁰ 以下、文久元（1861）年 3 月 7 日付け書簡、林右衛門発一（本店か）宛、『江戸状控』に合綴。

⁶¹ 『江戸状書控』安政 7（1860）年 2 月 29 日。

⁶² 金森正也「安政期の幕府蝦夷地政策と秋田藩」、『日本歴史』1991 年 8 月号、62 頁。なお、金森氏によれば、このような過重な冥加金要求にもかかわらず、秋田藩の蝦夷地警護にかかる収支は毎年約 1 万両もの赤字であったという（63 頁）。

⁶³ 『江戸状書控』合綴。

浜増毛の浜中漁民が代官所に提出した訴えによれば、次の事情が判明する⁶⁴。浜中漁民は、間接的ながらも、事実上、伊達林右衛門から仕込金供給を受けていた。しかし、伊達家が資金難を背景に実質的に資金供給を打ち切ったために、事業継続が困難になった。それゆえ、浜中漁民への漁獲物の自由販売許可を求めて訴えを起こした。なお、この浜中漁民たちは現地の支配人たちに対しても訴えを起こしたようである。支配人たちは、林右衛門の意向を聞いた上で、対応を決めるとの回答を行ったようであるが、浜中漁民たちはこれを聞き入れないで直訴に及んだとの記載がある。

これらの訴えを受けて、代官所は浜中漁民の窮状を理解するとした上で、林右衛門に改善を申し付けるので、自由な海産物販売は控えるようにと申し渡した⁶⁵。申渡を受けた林右衛門らは、自分と浜中漁民の間に入った「小栖前町久作商澤内町三郎右衛門右両家」から依頼がなかったのも、資金供給をしなかったとの文書を役所へ提出した。その中には「以後前々之通相定願出候ハバ時宜ニ寄多少出金可仕奉存候」との記載、浜中漁民による第三者への直接販売は受け入れられないとの記載がある。林右衛門は、自己の正当性を主張した。しかしながら、傍点部分に見られるように、資金供給量については限界を認めていた。前述のように、林右衛門自身の経営難が進展していた。つまり、浜中漁民の要求に応じて潤沢な資金を供給できる状況にはなかった。それが傍点部分のようなことを言わざるを得ないことの背景にあった。そのほか、浜中漁民の生活を支える仕込資金の殆どが松前からの供給に依存していることが指摘されている⁶⁶。前述のように、伊達林右衛門は他の場所請負人に資金を供給し、場所請負制に基づく蝦夷地漁業を支える立場にあった。その伊達林右衛門が資金難に陥ったことは、浜中漁民も含む場所請負制の不安定性が深刻化したことを示唆する。同時に、このことは、場所請負人への資金供給の安定化の確保を通じて、松前地域経済の発展を図る「地方名望家的行動」の継続が困難になったことを示す。

このように浜中漁民と林右衛門の主張は基本的に対立していた。このような中で、兵糧等を輸送した秋田藩の船が江差・松前に立ち寄り荷改めを受けることなく、海産物を自国領内に輸送する事態が発生した⁶⁷。「乍恐以口上書御伺奉申上候」には、秋田藩陣屋へ兵糧

⁶⁴ 「浜中直訴嘆願書写」、1861年。…は中略、／は改行をあらわす。なお、浜増毛の浜中漁民という点は、後に引用する林右衛門から役所に提出された文書から明らかになる。

⁶⁵ 『御代官所ヨリ浜中へ申渡写』、文久元年酉七月。

⁶⁶ 田島「幕末期「場所」請負制下における漁民の存在形態」、54頁。

⁶⁷ タイトル無し。以下で引用する文書は特記しない限り、『文久二壬戌（1862）年五月秋田様庄内様御陣屋用物積入船直舟風一件調書 塩越屋より写取』に合綴。

等を運んだ船が「蝦夷地産物」を「積登」った旨の記載がある⁶⁸。つまり、秋田藩関係の物資を積んできた船に、何者かが伊達林右衛門家の請負場所で獲れた産物を販売し、その上で松前にて荷改めを受けず、しかも当該場所請負人に産物売買があったことの申請もしないままに南下したことが確認される。この訴えを受けて、幕府役所側は必ず松前で荷改めを受けるようにとのお達しを出した⁶⁹。言うまでもなく、海産物を販売したのは、浜中漁民以外にあるまい⁷⁰。ここでは次の点が重要である。浜中漁民が第三者に直接海産物の販売を行なうことは禁じられていた⁷¹。しかし、それにもかかわらず、場所請負人の許可を得ないままに秋田藩関係の船に海産物を販売し、なおかつ同藩関係の船が松前で荷改めを受けなかった。荷改めを受ければ、史料によれば秋田藩は 900 石積程度の船を用いていたようであるから⁷²、その損害は甚大である。秋田藩による国元へ戻る船への海産物積載については⁷³、既に安政 2 (1855) 年 5 月の段階で松前藩と幕府との間で「協議が繰り返されてい」た。実際、秋田藩側は、幕府による禁止命令にもかかわらず、海産物輸送を実施しており、伊達家からもこのことに対して「懸念」が出されていた。秋田藩側は、海産物輸送の実態が、白日の下にさらされることを恐れて、荷改めを受けなかったと判断される。このような状況は、少なくとも、安政年間以降、文久期まで継続していたと見られる⁷⁴。

以上、場所請負人である伊達林右衛門からの浜中漁民たちの離反が生じ、浜中漁民と秋田藩の直接取引という新たな流通経路が形成された。その障害となる松前で荷改めの拒絶行為が顕在化した⁷⁵。なお、このような浜中漁民騒動を巡る一連の動きであるが、その後、どのような顛末を迎えたのかは、残念ながら、史料の制約上、詳らかではない。しか

⁶⁸ 戊四月付け、御役所宛。

⁶⁹ 次の文書も含めて「酒井左衛門 尉江 達之覚写」、日付不詳。

⁷⁰ この現象の背景には、田島「幕末期『場所』請負人」や長谷川「幕末期西蝦夷地」が指摘する浜中漁民の成長がある可能性もある。しかし、本稿では、史料の制約上、この問題にまで立ち入ることはできない。

⁷¹ 『浜中嘆願書御答書』、文久元 (1861) 年西七月。

⁷² 「運賃勘定書」、真潟喜兵衛ほか 3 名発、工藤庄兵衛宛、安政四 (1857) 年三、五月、『触書 町年寄江』に合綴には「御雇船壱艘／真潟喜兵衛船沖船頭与市／此積入石九百石目…右者秋田ヨリ松前城下迄百石目ニ付金壱両松前城下ヨリマシケ迄百石目ニ付金拾三両都合百石目ニ付金貳拾両御定内金九拾両 此度秋田湊ニテ相渡 (後略。傍点は引用者)」とある。

⁷³ 以下、この点については、金森「安政期の幕府蝦夷地政策と秋田藩」、53～54 頁による。

⁷⁴ 金森「安政期の幕府蝦夷地政策と秋田藩」、58 頁。

⁷⁵ ただし、ここにもあるように、秋田藩という特権と結びついた廻船と浜中漁民との間の取引であるから、単純に農民的 (漁民的) 小商品生産に基づく商品流通とその新たな担い手が、幕藩制的市場経済を動揺させたという話にはならないことには注意が必要である。

し、これ以後、同種の史料が残存していないところから、伊達林右衛門側も幕府「御役所」の説得に応じて、十分なものではない可能性が高いが、一定の資金を供給することで、浜中漁民と秋田藩との間に形成された新たな流通経路を完全に遮断することはできなかったものの（前述）、一応、問題を収束させたと推定される。このほか、これらの一連の事実から、自らも経営難に陥っていたにもかかわらず、伊達林右衛門はギリギリまで松前に在住して、他の請負商人に資金供給をしていたことが判明する。

さらに、幕府による第二次蝦夷地直轄の開始期になると、箱館の台頭に伴い松前へ入津する船は激減する一方で、他方では多数の松前在住の商人たちは箱館へ移住していた⁷⁶。林右衛門の行動は、このような箱館台頭の動きに対して、松前に居住し続け、なおかつ同地の場所請負人に資金供給を続けることで、場所請負人たちを主たる担い手とする松前を中心とする地域経済の秩序を維持しようとした。この意味で、林右衛門は「地方名望家的」な対応を維持していた。しかし、浜中漁民の一件と新たな流通経路の形成が示すように、経営基盤が悪化する中で、伊達林右衛門の動きにも限界が生じたのである。

（2）経営悪化の帰結②：債務累積と松前からの撤退・家業整理

前述したように、1860年代初頭に至っても、伊達家の経営状況は改善しなかった。その結果として、浜中漁民たちの離反への動きが生じた。このような状況の中で、恐らくは浜中漁民の離反阻止も含む、場所請負経営の安定化を狙ったのであろう。同家は多額の借入を行った。しかし、それは、最終的には、後述のように、債務の累積に帰結する。

この間の経営実態が判明する史料は残念ながら見いだせない。しかし、1872年の時点で、伊達家など場所請負商人4人連名で、開拓使宛に「御融金之御助成懇願」していることが判明している⁷⁷。さらに、伊達家が、73年に増毛漁場に関する税金を滞納したことも確認される⁷⁸。ここから、その後の同家の経営は、順調でなかったと推定される。漁場経営を復調できなかったことが、債務累積の主たる背景であろう。ここでは史料の制約上、千島・樺太交換条約に伴い同地の漁場の喪失により打撃を受けた後の時期⁷⁹である76年時点の累

⁷⁶ 『江戸状書控』安政3（1856）年11月25日。

⁷⁷ 「懇願申上候書附之事」、1872年12月、伊達林右衛門ほか4名発、開拓使松山米三郎宛、三井文庫所蔵。

⁷⁸ 開拓使『増毛郡漁場持伊達林右衛門収税金不納ニ付取調一件 六年ヨリ明治八年十一月』、北海道立文書館所蔵資料。

⁷⁹ 以下、三井組との取引関係については、中西『近世・近代日本の市場構造』、248～250頁。中西氏は、伊達家の経営悪化を巡り、千島・樺太交換条約による漁場喪失という打撃

積債務額を示すと、7000 円を超える額になっていた⁸⁰。同家は、75 年に三井組と海産物委託販売契約を締結した際に、同組から土地・建物・漁具を担保に 2 万円の融資を受けた。同表には三井組からの債務が記載されていない。それゆえ、実際の債務額は 2,700 円超の金額と推定される。このほか、不良債務と判断される 81 年（推定）の年賦金⁸¹は 36,372 円にまで膨張していた⁸²。同家では、これらの取引先に少なからぬ数の延納願を出していた。このような状況の中で、伊達家は、90 年 1 月 1 日から 96 年 11 月までの期間における増毛漁場の漁業権譲渡と引き換えに、栖原家から年 1500 円の報酬を受け取るという賃貸契約を締結していた⁸³。ここから、事実上、同家の経営は行き詰っていたと考えてよからう。なお、92 年になっても、同家は 8,000 円の借金を抱えており、再度、売掛金・預金等 8400 円あまりを支払い原資とすることを柱とする再建策を立てている⁸⁴。ここから、債務整理を通じた家業の再建は、明治 20 年代半ばに至っても完了していなかったことが分かる。

この結果、同家は、「米塩酒醬油味噌」といった日用品の代価として 7,000 円を三井物産に預け入れ、その見返りに利子として金 500 円を毎年 7 月末日に同社から受け取れることを条件に、1895 年から 4 年間にわたる増毛漁場の三井への「保護約定」（事実上の貸出）を行った⁸⁵。これに加えて、三井からの漁場の買戻後における園田実徳への漁場貸付経営に見られるように⁸⁶、事実上、同家の漁業経営のあり方はレントナー的なものに転換した。この点は、伊達家の家産整理過程における重要な特徴として指摘しておきたい。

このような状況の中で、重要な変化として、早くも 1879 年時点で、択捉漁場を共同経営者である栖原家に売却した上での⁸⁷、札幌への移住を指摘しなければならない⁸⁸。場所請

にのみ注目している。しかし、明治維新以前の段階で、伊達家の経営状況はかなり悪化していたこと（既述）には注意が必要である。

⁸⁰ 『借金一覧 明治 9』。

⁸¹ 例えば、『借金延期証書 明治 10 年』、『借金延期之件、他 明治 10 年』などに見られるように、伊達林右衛門は借金返済の延期を請願せざるを得ない状況にあった。

⁸² 『年賦金返済一覧』。

⁸³ 『増毛郡伊達家漁場につき栖原家との契約書 明治 25.3.7』。

⁸⁴ 『借金返済計画』。

⁸⁵ 『増毛郡伊達家漁場につき三井物産合名会社との契約書』、1894 年と推定。なお、増毛漁場は、別の史料では「増毛三井漁場」と記載されており（『三井物産合名会社関係文書綴明治 30-34 年』）、事実上、経営権は三井に握られていた。

⁸⁶ 『増毛漁場、園田実徳に貸渡の件』、1905 年。

⁸⁷ 北海道総務部『開拓の群像』中巻、55～50 頁。

⁸⁸ 『松前町史』通説編第 2 巻、114 頁。なお、1929 年時点で同家は伊達水産という企業を経営していた。しかし、本社は、当時、発展著しい札幌という大都市部に所在していた。さらに、1929 年末時点で、伊達水産の営業所がある増毛所在の吉田水産という会社に出資

負制に基づく漁業経営・商業経営が行詰った中で、松前での事業継続は困難と判断したのである。かくして、松前経済の支柱であった伊達家は、その役割を止めたのである。

総括と展望

(1) 総括

以上、長期にわたる自転車操業的な資金繰りに見られるように、既に幕末開港期前の比較的早い時点で伊達林右衛門家は経営難に陥っていた。その際、経営悪化の要因として、これまでの先行研究が指摘した凶漁や海難の発生や価格下落という要因に加えて、本稿では①江戸の伊達本店からの資金供給の途絶、②貸倒をも覚悟したかのような「地方名望家的動機」に基づく資金供給と不良資産化、③第 2 次幕府蝦夷地直轄期における秋田藩への過重な冥加金負担の存在を指摘したい。①は、江戸の本家が幕府金方用達に就任し、蝦夷地防衛のための多額の資金負担が要因と推定される。このことは、江戸本家の資金力を期待して、栖原家が伊達林右衛門を共同経営者に選んだとの田島氏の推定に疑問を投げかける。②はまさに蝦夷地防衛問題の産物であった。これらの状況から、同家の経営悪化は、ロシアの南下とその阻止を狙うイギリスという、両勢力の対抗関係の中で、日本、特に蝦夷地領有の如何がロシアにとって重要な問題になったという、日英露三ヶ国による極東支配を巡る国際関係を、幕府・諸藩による蝦夷地警護を通じて、間接的に反映した側面があった⁸⁹。このような蝦夷地を巡る緊張関係に禍を受けたのが、江戸本店からの資金供給が途絶した上に、反対に上納金を収めざるを得なくなった挙句、蝦夷地警護に來た秋田藩から多額の冥加金負担を押し付けられた伊達家であった。これに加えて、同藩関係船舶による新たな流通経路の形成も、漁業と廻船の「垂直的結合」経営を行う伊達家にとっては打撃であった。ただし、新流通経路の形成に伴う打撃は、東回り航路や蝦夷地における小船の台頭が原因ではない。以上のような意味で、同家は、択捉漁場の共同経営者である栖原家以上の打撃を受けていた。このことが、明治維新後における両家の漁業経営を巡る方針の相違の要因と考えられる。

これらの打撃を背景にして、明治維新以後、家業整理のために、伊達家は択捉島漁場からの撤退、増毛漁場の三井への事実上の貸付やその後の園田実徳への貸出など、漁業経営

していた。しかし、出資株数は 100 株・総株数の 3.47% 過ぎず、役員にも就任していない（以上、『伊達水産株式会社書類』）。これらの事実から、その後の伊達家が松前以外の地域を含む特定地域の振興のために、「地方名望家的投資行動」を採ったとは考えられない。

⁸⁹ 井上『幕末・維新』、179 頁；平川新『開国への道』小学館、2008 年、第 1・2 章。

の縮小や変化を余儀なくされた。その過程で、当初は債務整理が目的であったものの、漁業経営のあり方が漁場貸付によるレントナー化傾向が明確化した。同時に上記のような漁業経営の転換は、伊達家の家産整理過程の重要な特徴である⁹⁰。さらに、それまで多数の松前商人が箱館方面へ移住する中で⁹¹、松前に留まり続けたにも関わらず、1879年になるとついに活動拠点を札幌へと移した。

(2) 展望—投資主体の流失と松前地域の「僻地」化—

史料から確認できる限り、札幌移住後、松前に対する伊達家の「地方名望家的」行為は、1888年12月に松前病院の改築寄付金として10円を出したのみである⁹²。それ以外の松前との経済取引は、98年時点で松前銀行との小口当座預金取引が確認できるのみである⁹³。このように、伊達も含めて、幕末維新时期に有力者の他地域への移住により斜陽化した松前では、企業勃興期に産業化⁹⁴を推進する役割を果たす主体が殆ど見られなかった⁹⁵。また、本事例の場合、札幌移住後の松前への投資もなかった⁹⁶。この諸点は本稿の関心からすれば非常に興味深い。なぜならば、本事例は、既に幕末維新时期の時点で斜陽化の方向が決定づけられた地域では、企業勃興期以降における「地方名望家的資産家」の登場する余地の乏しさを示唆するからである。同時に、本事例は、明治維新时期までに松前から他地域へと移住した有力者たちが松前で蓄積した資本は⁹⁷、直接に松前地域の産業化への寄与が少な

⁹⁰ 注7 田端論文では、家業整理に伴う事業の在り方の転換が論じられていない。

⁹¹ 明治期のものになるが、松前の中心である福山市街の人口数を示すと、1868年1月1日時点で4,776人であったものが、77年1月1日時点3,143人、87年1月1日時点には2,27名にまで半減している（『松前町史』第4巻史料編、同町、1980年、777頁以下による）。

⁹² 『松前病院改築寄付金額 明治21. 12』、伊達翁記（林右衛門改名）発松前郡長山内久内宛。

⁹³ 『松前銀行小口当座預金通帳』、1898年。

⁹⁴ 谷本「日本における“地域工業化”と投資活動」では、幕末・維新时期における地域経済変動を踏まえて、如何なる地域で「名望家的投資家」が多数発生し、如何なる地域であまりみられなかったのか、といった企業勃興期の歴史的前提にあたる部分の分析が欠落している。本稿の観点をさらに拡張し、地域間比較史的分析を行うことは今後の課題である。

⁹⁵ 『松前町史』通説編第2巻、530～549・560～574頁によれば、企業勃興期前後から産業革命期の松前における企業設立は、福山養蚕会社（1887年）、松前銀行（1893年）、造林会社（1902年）、勸農授産会社、製氷場、松前養蚕会社、松前運輸会社、松前商船会社（以上、1885～86年に設立）に過ぎない。

⁹⁶ 残存する伊達林右衛門家史料の中にも、1879年の札幌移住後、松前に投資したことを示す史料を見出すことはできない（北海道立図書館『蔵書目録』、同図書館、1977年、59～68頁収録の諸資料を参照）。

⁹⁷ ただし、上述のとおり、幕末維新时期の伊達林右衛門家は借金の累積に苦しみ、家業整理を行わざるを得ず、近世期における蓄積は殆ど消尽した点には注意する必要がある。

かったことを示唆する。先行研究では、幕末維新时期における地域経済の変動と工業化との関係を論じるにあたり、投資家としての地方資産家たちの地域間移動と、地域の産業化実現の如何との関係については十分な言及はなかった⁹⁸。今後、この論点に着目した、産業化の実現により繁栄した地域と僻地化した地域の形成との関係についての比較を含む研究を行う必要性があろう。

このほか、伊達林右衛門のように、幕末期までは地域振興を重視して「地方名望家的行動」を採ったものの、この過程で資産をほぼ消尽したものは、明治期以降、「地方名望家的行動」を採れなかった。このような資産家は、先行研究によれば、地域振興に関心を示さない類型に分類される⁹⁹。しかし、地域経済振興に消極的になった資産家の発生理由として、近世後期の御用金負担と松方デフレの影響を推定するのみでも不十分である。本事例は、幕末維新时期以前における「地方名望家的行動」の影響も考慮すべきことを示唆する。

かくして、幕末維新时期以降における地域経済の大変動に飲み込まれて、伊達林右衛門も含む多数の有力経済人が去ったことで、松前地域の「僻地」化が決定的になったのである。

⁹⁸ 中西『海の富豪の資本主義』、第Ⅲ部も同様である。ただし、田端宏「江差町古文書資料調査について」、江差町教育委員会編『平成3年～6年度 江差町古文書資料調査所蔵目録』、同教育委員会、1995年、2頁が、「明治初期以降も、長い伝統をもつ（江差町の一引用者）商業的实力は、しばらくは保持され、諸種の資料を残しているが、それらを残してきた資力も漸次、本州方面など他地域へ移転する様子もしめすようになる」ことを指摘していることは興味深い。ただし、近代日本における“地域工業化”が実現した地域とそこから取り残された僻地の形成との関係、幕末維新时期において各々の地域で地方資産家が果たした役割の意義と限界、彼らの行動変化をもたらした要因等については全く分析されていない。

⁹⁹ 谷本雅之・阿部武司「企業勃興と近代経営・在来経営」、宮本又郎・阿部武司編『日本経営史2 経営革新と工業化』、岩波書店、1995年、97～123頁。

表1 資金入出表 (単位:両)																					
年次	入金						出金									入金- 出金 (C)	D=(入金 +b)-(出 金-b)	E=(入金 -a)-(出 金-a)	F=(入金 +b-a)- (出金- b)	利益 金	備考
	本家な いし本 店よりの 借入金	左%	ましけ場 所益金と 本家への 納金との 差額	所所よ りの預 り金・ 店差引 金(a)	左%	合計	無尽 掛込 金残 高	ましけ 勘定損 金と前 年益金 との差 引き(欠 損)	貸金・ 店の差 引き戻 り金 ペ高	左%	仕入れ 品代金 附寄高	左%	前年 末正 金残 高(b)	本店 へ上 納	合計						
1801	1,300	47%	0	1,565	56.7%	2,760	261	788	3,957	52.9%	2,251	30%	228	0	7,486	-4,726	-4,270	-6,291	-5,835	n.a.	享和元年。本年のみ1月決算。その他は12月。
1804	437	12%	0	2,282	64.1%	3,560	178	447	5,749	66.5%	1,827	21%	75	0	8,649	-5,089	-4,939	-7,371	-7,221	5,254	差引き商品売却益840両。文政元年。
1805	860	37%	0	1,461	62.9%	2,322	135	600	5,081	61.5%	1,561	19%	50	0	8,259	-5,937	-5,837	-7,398	-7,298	5,953	
1806	671	19%	0	2,476	69.8%	3,548	81	475	8,420	80.1%	1,486	14%	54	0	10,518	-6,970	-6,862	-9,446	-9,338	7,415	
1807	260	11%	593	1,476	63.3%	2,331	24	0	8,081	85.0%	1,304	14%	91	400	9,502	-7,171	-6,989	-8,647	-8,465	7,182	
1808	1,721	22%	2,345	3,654	47.3%	7,720	47	0	10,932	81.4%	730	5%	715	0	13,425	-5,705	-4,275	-9,359	-7,929	739	
1809	559	6%	6,028	3,183	32.6%	9,772	5	0	12,735	88.0%	1,669	12%	67	200	14,477	-4,705	-4,571	-7,888	-7,754	4,713	
1811	1,000	10%	6,255	2,755	27.5%	10,010	21	0	14,238	91.4%	1,274	8%	47	200	15,582	-5,572	-5,478	-8,327	-8,233	5,601	
1812	0	0%	4,731	2,819	33.0%	8,536	48	0	11,180	82.1%	1,281	9%	1,290	0	13,619	-5,083	-2,503	-7,902	-5,322	5,207	破船損金472両。取引先からの受取金985両。
1813	0	0%	1,866	2,284	53.7%	4,251	35	0	8,415	84.2%	1,465	15%	24	0	9,995	-5,744	-5,696	-8,028	-7,980	5,790	買置米売却益の増大に伴う利益金の発生。取引先からの受取金100両。
1814	4,126	38%	0	6,744	62.0%	10,871	30	0	15,795	94.4%	860	5%	53	0	16,740	-5,869	-5,763	-12,613	-12,507	5,884	
1816	6,239	39%	0	9,584	60.6%	15,824	105	0	16,521	94.6%	735	4%	98	0	17,459	-1,635	-1,439	-11,219	-11,023	1,686	
1817	9,273	52%	0	8,653	48.3%	17,927	0	0	9,939	91.8%	905	8%	521	0	10,825	7,102	8,144	-1,551	-509	n.a.	
1819	11,242	72%	0	4,358	27.9%	15,600	0	0	6,932	75.5%	645	7%	52	0	9,180	6,420	6,524	2,062	2,166	n.a.	蔵入有金1530両。1818年4月文政元年に改元。
1823	10,614	64%	0	6,030	36.2%	16,645	0	0	4,795	57.8%	1,094	13%	2,380	0	8,290	8,355	13,115	2,325	7,085	n.a.	
1824	8,743	52%	0	7,954	47.6%	16,698	0	0	5,526	65.0%	874	10%	2,082	0	8,499	8,199	12,363	245	4,409	n.a.	
1826	7,970	43%	0	10,722	57.4%	18,683	0	0	9,248	80.6%	1,209	11%	1,004	0	11,475	7,208	9,216	-3,514	-1,506	n.a.	
1827	4,811	30%	0	11,189	69.9%	16,001	0	0	7,323	72.9%	1,849	18%	856	0	10,051	5,950	7,662	-5,239	-3,527	n.a.	
1828	2,633	19%	0	11,371	81.2%	14,004	0	0	6,087	73.6%	982	12%	1,178	0	8,274	5,730	8,086	-5,641	-3,285	n.a.	12月、天保元年に改元。
1831	3,426	22%	0	12,285	78.2%	15,712	0	0	6,264	69.4%	1,409	16%	1,348	0	9,023	6,689	9,385	-5,596	-2,900	n.a.	
1832	4,287	25%	0	13,001	75.2%	17,289	0	0	6,281	71.0%	1,265	14%	1,294	0	8,846	8,443	11,031	-4,558	-1,970	n.a.	
1833	3,703	20%	0	14,530	79.7%	18,234	0	0	5,998	74.0%	1,208	15%	881	0	8,101	10,133	11,895	-4,397	-2,635	n.a.	
1834	4,280	22%	0	14,875	77.7%	19,156	0	0	6,801	70.3%	1,699	18%	1,149	0	9,669	9,487	11,785	-5,388	-3,090	n.a.	
1835	5,059	24%	0	16,456	76.5%	21,516	0	0	9,429	79.6%	1,203	10%	1,202	0	11,844	9,672	12,076	-6,784	-4,380	n.a.	
1838	3,792	11%	0	29,337	88.6%	33,130	0	0	11,127	62.6%	1,790	10%	4,845	0	17,785	15,345	25,035	-13,992	-4,302	n.a.	
1839	3,220	9%	0	33,096	91.1%	36,317	0	0	12,428	62.3%	1,602	8%	5,873	0	19,937	16,380	28,126	-16,716	-4,970	n.a.	
1840	1,300	4%	0	33,270	96.2%	34,571	0	0	12,128	63.7%	1,866	10%	4,996	0	19,026	15,545	25,537	-17,725	-7,733	n.a.	
1842	1,409	5%	0	28,361	95.3%	29,771	0	0	16,477	81.1%	1,668	8%	2,111	0	20,321	9,450	13,672	-18,911	-14,689	n.a.	
1843	2,046	7%	0	28,111	93.2%	30,157	0	0	18,990	80.1%	2,652	11%	1,987	0	23,701	6,456	10,430	-21,655	-17,681	n.a.	
1844	1,531	5%	0	31,075	95.0%	32,705	0	0	20,325	82.2%	1,833	7%	2,555	0	24,740	7,965	13,075	-23,110	-18,000	n.a.	12月に弘化元年に改元。
1846	0	0%	0	41,617	100.0%	41,617	0	0	23,015	66.0%	4,718	14%	3,392	3,514	34,851	6,766	13,550	-34,851	-28,067	n.a.	弘化3年。
1847	0	0%	0	45,674	100.0%	45,674	0	0	27,215	67.1%	4,172	10%	4,898	4,045	40,530	5,144	14,940	-40,530	-30,734	n.a.	
1848	0	0%	0	47,503	100.0%	47,503	0	0	29,485	67.7%	4,238	10%	0	5,750	43,581	3,922	3,922	-43,581	-43,581	n.a.	2月、嘉永元年に改元。前年末正金残高と思われる使途未記載出金3779両あり
1849	0	0%	0	52,503	100.0%	52,503	0	0	32,857	67.0%	4,270	9%	4,056	7,537	49,032	3,471	11,583	-49,032	-40,920	n.a.	
1850	0	0%	0	53,563	100.0%	53,563	0	0	29,147	63.6%	4,911	11%	4,200	7,046	45,842	7,721	16,121	-45,842	-37,442	n.a.	
1851	0	0%	0	53,557	100.0%	53,557	0	0	30,680	59.7%	9,801	19%	2,851	7,772	51,379	2,178	7,880	-51,379	-45,677	n.a.	
1853	0	0%	0	54,057	100.0%	54,057	0	0	30,151	62.7%	6,586	14%	2,855	8,229	48,095	5,962	11,672	-48,095	-42,385	n.a.	
1855	0	0%	0	72,758	100.0%	72,758	0	0	33,216	62.6%	6,111	12%	2,758	10,385	53,025	19,733	25,249	-53,025	-47,509	n.a.	
1856	0	0%	0	73,590	100.0%	73,590	0	0	35,777	65.0%	5,006	9%	3,771	9,940	55,077	18,513	26,055	-55,077	-47,535	n.a.	

出典:『勘定目録』『改正勘定目録』各年より作成。
1)表示されていない年次は史料欠如。
2)決算月は1801年の1月を除いて、すべて12月。
3)単位未満切捨て、n.a.は数値なし。